

# 下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

また、国庫補助金については、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより、都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。

さらに、地方債については、長期かつ低利な公的資金を確保し、耐用年数を踏まえた償還年数の延長など貸付条件の改善を図ること。

2. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、耐震化も含め、改築・更新に係る十分な財政措置を講じること。

また、近年頻発する豪雨に対処するため、浸水対策への支援制度を拡充すること。

3. 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営の効率化を図るため、施設の縮小、廃止、集約化に伴う財産処分等の承認基準を緩和すること。

4. 下水道の経営に資する財政措置

(1) 電力価格の高騰により、多大な影響を受けている下水道事業に対して、安定的な経営が維持できるよう必要な措置を講じること。

(2) 下水道事業の経営改善のため、高資本費対策に係る繰出基準の年限要件を見直すとともに、分流式下水道への操出基準を継続すること。

5. 市町村合併に伴い流域下水道から移管された公共下水道事業については、特例期間後も過度な負担が生じないよう、十分な財政支援を講じること。

6. 末端管渠の整備については、再度、社会资本整備総合交付金の対象とすること。

7. 下水道事業の脱炭素化を図るため、下水道事業債（脱炭素化推進事業）の対象事業期間を延長すること。

8. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設（排水機場）の維持管理等に係る十分な財政措置を講じること。